

# 令和元年度10月補正予算案の概要

台風15号による被害に早急に対応するため、住宅が全壊・大規模半壊した世帯の生活再建や、被災した中小企業・農業者の経営再建等に対する支援などについて、補正予算措置を講ずる。

# 1 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計 額	10月補正予算額	10月現計予算額	(参考) 元年度10現/ 30年度 9 現
一般会計	18, 559. 60	36. 02	18, 595. 62	101.4
特別会計	20, 721. 75	1	20, 721. 75	101.7
企業会計	1, 136. 62	l	1, 136. 62	96.8
#	40, 417. 98	36. 02	40, 454. 00	101.4

# 2 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

	款 別	前回までの累計額	10月補正予算額	10月現計予算額
国属	車支 出金	1, 226. 29	1.87	1, 228. 17
繰	越金	0.24	33.97	34. 22
県	債	1,741.36	0.10	1, 741. 46
そ	の 他	15, 591. 69	0.07	15, 591. 76
	計	18, 559. 60	36.02	18, 595. 62

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

#### 問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 黒岩 電話 045-210-2250 課長代理(予算調整担当) 渡邊 電話 045-210-2252

# 台風 15 号による被害への対応

### 1 目的

台風 15 号による被害に早急に対応するため、住宅が全壊・大規模半壊した世帯の生活 再建や、被災した中小企業・農業者の経営再建等を支援するとともに、県有緑地や農業用 水路の復旧工事等を行う。

# 2 補正予算額 36億272万円

# 3 事業内容

# (1) 住宅に対する支援

	事業名及び事業概要	補正予算額		
€	〇被災者生活再建支援事業費			
	横浜市が被災者生活再建支援法の適用地域となったことを受けて、			
	その他の地域においても、同等の支援を受けられるようにするため、			
	住宅が全壊・大規模半壊した世帯等に対して、新たに県独自の支援金			
	を支給する。			
	・支給額:以下の二つの支援金の合計額			
	ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	1億1,100万円		
	全壊・解体・長期避難:100万円			
	大規模半壊 : 50万円			
	イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)			
	建設・購入:200万円			
	補修 : 100万円			
	賃借 : 50万円			
	※ 世帯人数が一人の場合は、各該当金額の3/4			

# (2) 経営再建に対する支援

	事業名及び事業概要	補正予算額
<b>\$</b>	①中小企業・小規模企業復旧支援事業費補助 中小企業等の早期事業再開を支援するため、被災した事業用建物や 機械設備等の復旧・整備に要する経費を補助する。 ・補助率: 2/3 ・補助上限額: 2,666万円(補助対象額 4,000万円×2/3)	
	<ul> <li>※ 中小企業庁の補助制度による国庫支出金の確保に向けて現在調整中</li> <li>【参考:横浜市内の中小企業等に対する補助の場合】</li> <li>・補助率:3/4(県2/3、横浜市1/12)</li> <li>・補助上限額:3,000万円(補助対象額4,000万円×3/4)</li> </ul>	30億円
	②被災農業者向け経営体育成支援事業費補助 農業者の速やかな経営再建のため、農畜産物の生産に必要な施設の 再建・修繕等に要する経費を、市町村を通じて補助する。 ・補助率:5/10(国3/10、県2/10)ほか	3億1,072万円
	合 計	33億1,072万円

# (3) 県有緑地及び農業用水路の復旧

事業名及び事業概要	補正予算額
①県有緑地の防災対策	
被災した鎌倉市内の県有緑地について、倒木、落石、土砂流出等に	
対する復旧工事等を行う。	1億6,500万円
・応急復旧 10か所	
・本格復旧に向けた設計等 9か所	
②農業用水路の復旧	
被災した北下谷地区農業用水路(愛川町中津)について、速やかな	1,600万円
機能回復と安全確保を図るため、復旧工事を行う。	
숌 計	1億8,100万円



【被災した金沢臨海部産業団地(横浜市)】



【破損した農業用ハウス(三浦市)】

問合せ先					
【(1)】 くらし安全防災局防災部災害対策課	課長	圓道	電話 045-210-3420		
【(2)①】産業労働局中小企業部中小企業支援課	課長	森山	電話 045-210-5550		
【(2)②農業用施設について】	【(2)②農業用施設について】				
環境農政局農政部農業振興課	課長	中村	電話 045-210-4420		
【(2)②畜産施設について】					
環境農政局農政部畜産課	課長	髙尾	電話 045-210-4500		
【(3)①】環境農政局緑政部自然環境保全課	課長	田中	電話 045-210-4301		
【(3)②】環境農政局農政部農地課	課長	吉田	電話 045-210-4460		